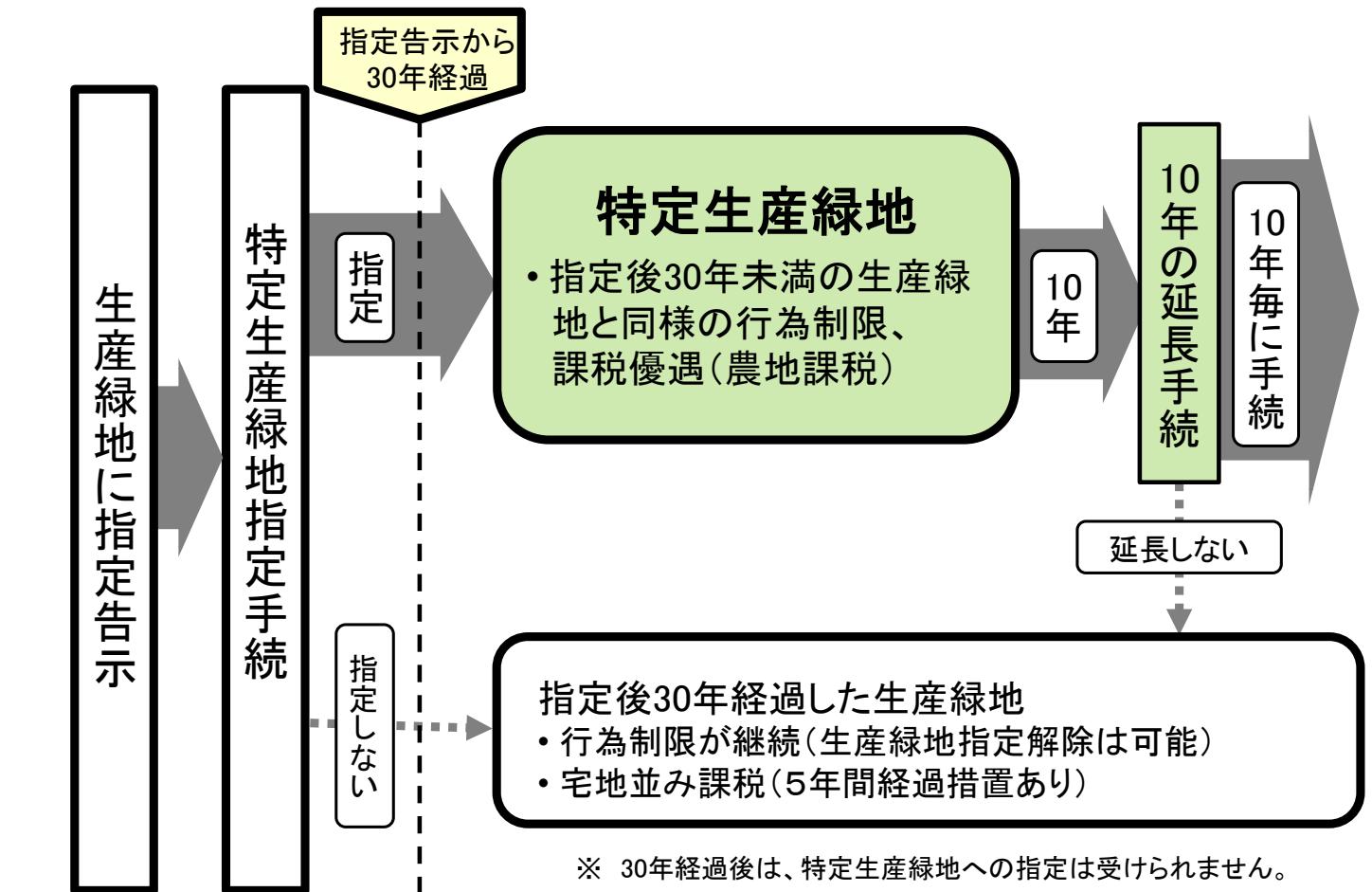


報告事項 2

生産緑地法 第10条の2第3項に基づく 特定生産緑地の指定

■特定生産緑地の概要



■特定生産緑地の主な指定要件

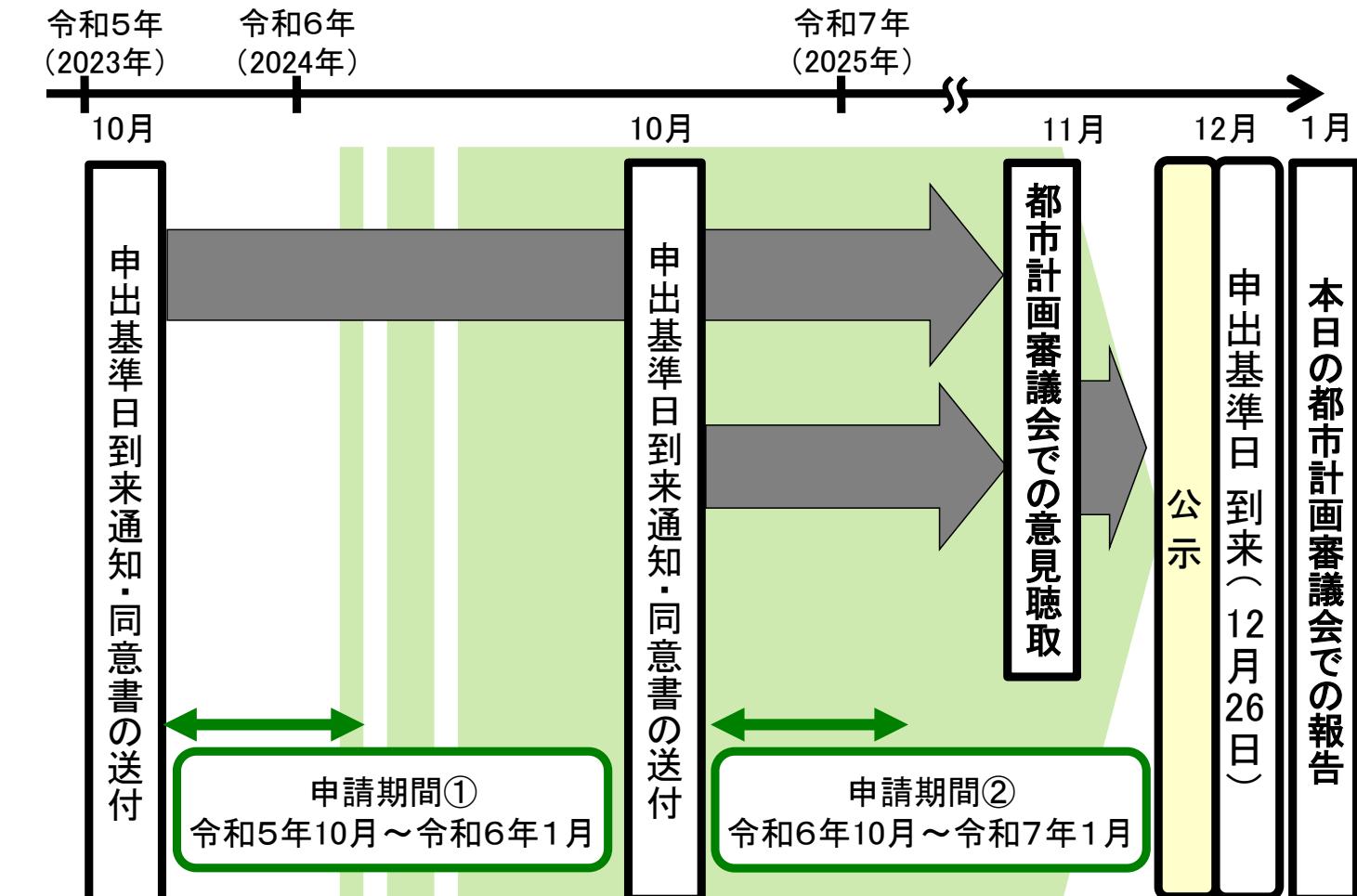
【横浜市特定生産緑地指定要領 第2条】

- 原則、1箇所300m²以上の規模であること ①
- 農地等として適正に管理されていること ②

【生産緑地法 第10条の2第3項】

- 農地等利害関係人の同意を得ること ③
- 都市計画審議会の意見を聞くこと ④

■特定生産緑地の指定手続の流れ 平成7年指定の生産緑地



■意見聴取を行った対象

5

対象箇所A
68箇所
約7.4ha

平成7年(1995年)12月26日指定告示の
生産緑地のうち、特定生産緑地の指定要件
①～③を全て満たすもの

対象箇所B
11箇所
約1.3ha

平成7年(1995年)12月26日指定告示の
生産緑地のうち、現時点で指定要件を満たして
いないもの

平成7年指定の生産緑地
79箇所、約8.7ha

対象箇所A+B
79箇所、約8.7ha

(令和7年11月21日時点)

■特定生産緑地指定状況

6

指定箇所

平成7年(1995年)12月26日指定告示の
生産緑地のうち、特定生産緑地の指定要件
①～④を全て満たすもの

平成7年指定の生産緑地
79箇所、約8.7ha

特定生産緑地に指定
(68箇所、約7.4ha)

約85%

(令和7年12月25日時点)

■特定生産緑地指定状況

7

生産緑地地区(平成4年～令和7年指定)
1,425箇所、約245.6ha

特定生産緑地(指定済)
(1,046箇所、約180.2ha)

指定済 約76%

今回指定(68箇所、約7.4ha)

平成8年以降指定
(約50.8ha)

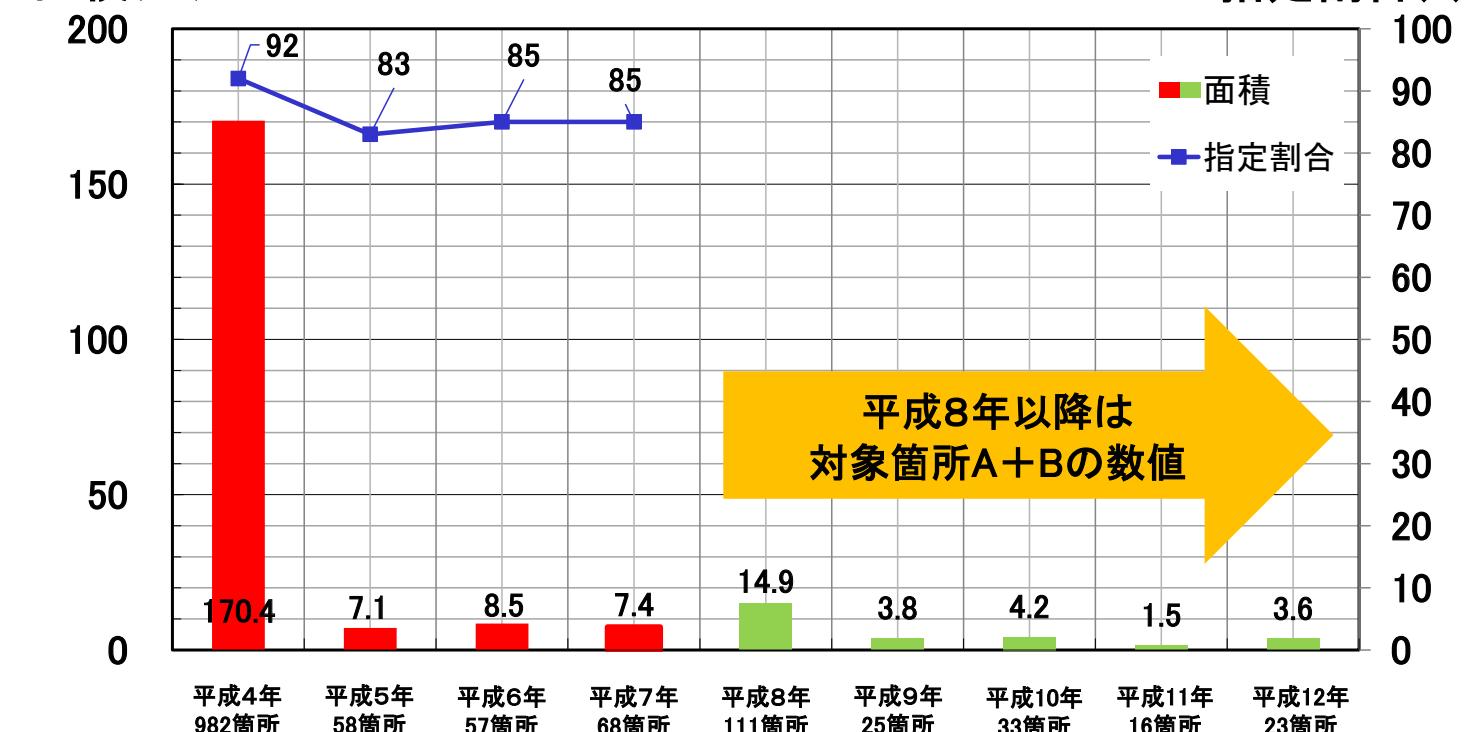
平成4～7年指定(特定生産緑地でないもの)
(約7.2ha)

(令和7年12月25日時点)

■特定生産緑地の推移

8

面積(ha)



※今後、買取申出(解除)や指定の取下げがあり、面積が変わる可能性があります。
※指定公示時点の数値ですが、令和8年以降の数値はR1.12.25時点のものです。